

（仮称）丸森筆甫風力発電事業

環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 3 月

日立サステナブルエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から縦覧に供したが、縦覧の期間において方法書の内容を一部差し替えたため、改めて方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月29日（金）

※令和2年12月22日（火）に方法書を作成した旨及びその他事項を公告したが、方法書の内容を一部差し替えたため、改めて公告した。

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和2年12月22日（火）付 福島民友新聞社、福島民報社、河北新報社の全県版
- ・ 令和3年1月29日（金）付 福島民友新聞社、福島民報社、河北新報社の全県版

② 地方公共団体の広報、情報誌によるお知らせ

下記広報、情報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報まるもり（令和3年1月1日発行）
- ・ だて市政だより（令和2年12月24日発行）

③ インターネットによるお知らせ

令和2年12月22日（火）又はそれ以降から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 宮城県ホームページ
<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/list1873-5498.html>
- ・ 福島県ホームページ
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/>
- ・ 丸森町ホームページ
<http://www.town.marumori.miyagi.jp/tyouminzeimu/tyouminzeimu-info.html>
- ・ 伊達市ホームページ
<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/86/>
- ・ 白石市ホームページ
<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/18/>
- ・ 角田市ホームページ
<https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/8/>
- ・ 日立サステナブルエナジー株式会社
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体の庁舎等の計 8 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体の庁舎等での縦覧

【宮城県】

- ・宮城県 環境生活部 環境対策課 (宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号)
- ・丸森町役場 町民税務課 (宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地)
- ・筆甫まちづくりセンター (宮城県伊具郡丸森町筆甫字和田 80 番地の 2)
- ・白石市役所 市民経済部 生活環境課 (宮城県白石市大手町 1 番 1 号)
- ・角田市役所 市民福祉部 生活環境課 (宮城県角田市角田字大坊 41 番地)

【福島県】

- ・福島県 生活環境部 環境共生課 (福島県福島市杉妻町二丁目 16 号)
- ・伊達市役所 市民生活部 生活環境課 (福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地)
- ・伊達市役所 梁川総合支所 (福島県伊達市梁川町青葉町 1)

② インターネットの利用による縦覧

- ・日立サステナブルエナジー株式会社 ホームページ
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/index.html>

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：令和2年12月22日（火）から令和3年3月1日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

・縦覧時間：各施設の開庁、開館時間内

・電子縦覧：令和2年12月22日（火）から令和3年3月1日（月）まで

※縦覧期間中に方法書の内容を一部差し替えたため、令和3年1月29日に改めて方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、その日から起算して約1月間縦覧に供した。

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は10名であった。

（内訳）宮城県庁 環境生活部 環境対策課	0名
丸森町役場 町民税務課	6名
筆甫まちづくりセンター	0名
白石市役所 生活環境課	0名
角田市役所 生活環境課	2名
福島県庁 生活環境部 環境共生課	1名
伊達市役所 市民生活部 生活環境課	0名
伊達市役所 梁川総合支所	1名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を丸森町の2箇所(丸森まちづくりセンター、筆甫まちづくりセンター)、伊達市の3箇所(白根地区交流館、富野地区交流館、山舟生地区交流館)で計画し、方法書の縦覧等に関する公告と併せて、説明会開催の旨を令和2年12月22日付で公告した。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、説明会開催について丸森町および伊達市と協議した結果、両地方公共団体とも、方法書縦覧期間内での開催は困難と判断されたため、法第7条の2第4項及び施行規則第3条の5の規定に則り、説明会を延期することとし、令和3年1月21日付でその旨を公告した。

なお、縦覧期間内に行うべき法定の説明会は開催できなかったが、今後、感染症の流行や対策等に関する社会情勢を踏まえ、本件に係る事業者の自主的な説明会を開催する予定である。

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年12月22日(火)から令和3年3月15日(月)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

※縦覧期間中に方法書の内容を一部差し替えたため、令和3年1月29日に改めて方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、その日から起算して約1週間縦覧に供した。また、意見書の受付は縦覧期間の満了の日の翌日から2週間とした。

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 日立サステナブルエナジー株式会社への書面の郵送、FAX 及び電子メール

(3) 意見書の提出状況

合計8名の方から、8通の意見書が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づく環境影響評価方法書についての環境の保全の見地から提出された意見は 8 件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	当該事業に伴うコウモリ類への影響について、ご意見に対する当社の見解を、以下に記述いたします。 なお、頂いたご意見は要約せずに全文を記載のうえ、ご意見に対する見解を記述します。
2	1. 方法書の段階において少なくとも哺乳類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	事業に伴う影響についての的確に調査、予測・評価を進める手法の設定には専門かつ高度な知見が必要と考え、方法書段階で専門家へのヒアリングを実施しました。なお、今後の調査、予測及び評価の段階においても必要な時機を捉えて専門家等へのヒアリングを実施する方針です。
3	2. コウモリ類のバットディテクター調査で使用する機種および記録方式を記載すること。	採用した機器の詳細については、準備書以降の図書に記載いたします。
4	3. コウモリ類の「夜間 LED ライトによる飛翔確認調査」は「コウモリ類の通り道や餌場となる環境で LED ライトを照射し、飛翔しているコウモリ類を目視により確認する」と記載されているが、どのようなライトでも直接照射はコウモリ類の生息に大きな影響を与えるため実施するべきではない。特に餌場における実施は捕食阻害の影響が著しく、餌不足による出産哺育への障害、利用生息地阻害などが懸念され、夜行性動物に対するこの行為は光害として環境省も注意喚起を行っている（環境省 HP 光害について）。	本方法書に記載した調査手法については、専門家等の助言を踏まえて設定したものです。が、今回いただいたご意見を勘案し、再度見直したうえで適切な手法を適用することとします。
5	4. 今後はコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	今後の手続においても専門家等の具体的な指導を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施する方針です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（1/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
6	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（日立サステナブルエナジー株式会社）及び委託先（建設環境研究所）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれ回答すること」。さらに同様の理由から本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	頂いたご意見は要約せずに全文を記載のうえ、ご意見に対する当社の見解を以下に記述いたします。また、頂いたご意見はそれぞれに見解を記載いたします。
7	■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見（2020 年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020 年 8 月、船越公威）	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
8	■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するのか。仮に採用機種が未定ならば、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。	採用する風力発電機について検討中であるため、今後、採用する風力発電機の仕様を確認し、予測を実施いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（2/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
9	■4. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。益獣が死ぬと住民に不利益が生じる。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施できない理由を述べよ。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22（1）、9-11、2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」（令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社）岩手県	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（3/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
10	■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>環境保全の観点から、本事業でも実施していただきたい。</u>	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
11	■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。「科学的根拠のある保全措置」について、本事業者は<u>実施するつもりはないのか。</u> ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
12	■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（4/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■8. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思うが、これについて、事業者が<u>事後調査前から追加的保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。</u>	環境保全措置及び事後調査の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
14	■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は（おそらくするだろう）、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べること。 その上で、事業者がコウモリ類の追加的な環境保全措置を<u>実施しない理由を述べよ。</u>	予測結果につきましては、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
15	■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
16	■11. 「予測の不確実性を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類への悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u> <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（5/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
17	■12. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 『「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を述べよ』との意見に対し事業者は、『「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、影響発生要因をなくすこと、あるいは保全対象から十分な隔離を確保するなどの対応を図ることと考えています。一方「影響の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の見直しを含め、対策を検討、適用することと考えています。』と述べている。 ①上記、「事業者が考えた定義」については、引用元を記載すること。 ②他の事業者の回答によると、 ----- 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から環境要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 ===== 「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人日本環境アセスメント協会、平成 29 年） とのことだが、この定義によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、事業者の見解を述べよ。	①②配慮書に対する各関係機関のご意見を踏まえた見解です。 ③「ライトアップを実行しない」ことはコウモリ類の餌となる昆虫類が風力発電機に誘引される原因のひとつを取り除くことで、餌を追って飛来するコウモリ類が風力発電機近くを飛翔する頻度を低下させる目的の対策であり、風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすることはできないため、「回避」でなく「低減」に該当するものと考えます。
18	■13. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
19	■14. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しているが、事業者らは本事業において、なぜ行わないのだろうか。 (Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（6/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
20	■15. 回避措置（ライトアップアップの不使用）の「チェリーピッキング」は「不適切」 ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことは（中略）コウモリ類が風力発電機近くを飛行する頻度を低下させることを目的としております。風力発電機近くにおける飛行を完全になくすことは難しいと考えており「回避」ではなく「低減」に該当するものと理解しております」と回答した。 だが、仮に事業者の主張するように『ライトアップを実行しないことが低減措置に該当する』ならば、同じく低減措置に該当する『カットイン風速を上げることとフェザリングすること』を検討しないのは不公平であろう。 事業者だけに都合の良い『保全措置（低減措置）のチェリーピッキング（つまみぐい）』は、『適切とは言えない』。 なぜなら仮に保全措置のチェリーピッキングが許されるならば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など行う必要がなくなるからだ。	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
21	■16. コウモリ類の保全措置（回避）について ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が、2015 年に出版した「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」（“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision2014 ” EUROBATS Publication Series No. 6）によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」と記載してある。 http://www.bscj.net/	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
22	■17. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテンゴコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置してほしい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
23	■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 保全措置は「コウモリを殺してから」実施しても手遅れである。	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（7/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
24	■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
25	■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性を伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性を伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	コウモリ類については、今後の現地調査により当該地域における生息状況、環境利用状況を把握し、事業に伴う影響について予測・評価します。 予測の結果、重大な環境影響が及ぶと判断される場合には、ご指摘の内容を勘案させていただき、また、最新の知見や専門家の助言も頂きながら、必要な保全措置を検討、設定、具体化します。
26	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	コウモリ類については、今後の現地調査により当該地域における生息状況、環境利用状況を把握し、事業に伴う影響について予測・評価します。 予測の結果、重大な環境影響が及ぶと判断される場合には、ご指摘の内容を勘案させていただき、また、最新の知見や専門家の助言も頂きながら、必要な保全措置を検討、設定、具体化します。
27	■22. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測方法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「<u>定量的</u>」に行うこと。	詳細な予測手法につきましては、専門家等のご意見を踏まえ検討し、準備書以降の図書に記載いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（8/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
28	■23. 自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く年間）のモニタリングが必要である。 ・地上からの調査については、すべての風力発電機設置位置において、各季少なくとも1晩は日没前から日の出まで自動録音調査をするべきである。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	自動録音バットディテクターによる録音につきましては、バットディテクターが設置可能な風況観測ポールでの実施を予定しております。なお、地上からの調査については、冬季を除く3季において適宜録音調査を実施します。
29	■24. 「バットストライクに係る予測方法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測方法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 <u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予想について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</u>	方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令に示されている選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家のご意見を踏まえて選定しております。これらについては、今後、ご意見等を踏まえ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上のとおり、方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認められた場合には、環境影響評価法第11条第2項に従い、技術的な助言を求める予定です。
30	■25. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	事後調査の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（9/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
31	■26. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 ①コウモリ類の死骸探索調査は、1 基あたり連続 3 日間の調査を月 2 回以上（もしくは週 1 回の調査を月 4 回以上実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録すること。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018.	事後調査の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
32	■27. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
33	■28. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査の内容につきましては、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）（1/2）

No.	意見の概要	事業者の見解
34	この度、貴社が作成された「（仮称）丸森筆甫風力発電事業 環境影響評価方法書」について、次のとおり意見を提出します。 現在、貴社が環境影響評価方法書（以下、方法書と言う）を縦覧している（仮称）丸森筆甫風力発電事業について、対象事業実施区域（以下、計画地と言う）に風力発電施設（以下、風車と言う）を建設した場合、サシバやハチクマなどの希少猛禽類およびハクチョウ類の渡り・移動経路に対して障壁影響等が発生することが懸念される。 方法書には鳥類に対する影響を評価するための調査方法等を記載しているが、希少猛禽類や渡り鳥等への影響を適切に評価し得る調査データを取得するという観点から、下記のことを実施するよう求める。 ①方法書には、希少猛禽類調査は各月 1 回 3 日間連続を基本とすると記載されているが、希少猛禽類の繁殖期においては造巣期から巣立ち期および巣外育雛期までの生態や行動を詳細に把握したうえで影響を評価する必要があることから、各月 1 回 3 日間にこだわらず、繁殖ステージごとに適切な調査時期を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施すべきである。また、留鳥となっている希少猛禽類の生息が認められれば、通年で詳しい生態や行動のデータを取得できる調査計画に変更すべきである。希少猛禽類の飛翔状況の把握には、レーザーレンジファインダーなど鳥類の飛翔の位置を正確に把握できる機器等の使用を検討すべきである。	希少猛禽類調査の日数については、専門家等の助言を踏まえて、各月 1 回 3 日間連続としており、希少猛禽類の生息・繁殖状況及び空間利用状況を適切に把握できるものと考えております。なお、1 年間の調査を行った結果、事業地周辺において希少猛禽類の生息を確認した場合等には、必要に応じて 2 年目の調査を行い、情報を補完する予定です。 また、いただいたご意見を参考に、（専門家等にも再度助言を求め、）飛翔状況を精度高く把握する実効的な手法・機器等を検討、採用する方針といたします。
35	②計画地にはヨタカやミゾゴイ、フクロウ類が生息している可能性がある。これらのような日出・日入前後などの薄明薄暮時や夜間に活動する鳥類の生態や行動を把握できるよう、適切な時間、時期、地域、頻度で、IC レコーダーなどの機材を利用して調査を実施することを求める。	本方法書では、鳥類相を早朝（薄明時）、午前中、夕方（薄暮時）、夜間（日没後 3 時間程度）に、調査地域内を網羅する任意踏査により把握することにしており、夜間に活動する鳥類についても把握するよう考慮しています。また、いただいたご意見を参考に、（専門家等にも再度助言を求め、）夜行性鳥類の生息状況を遺漏なく調査する適切な機器類等の使用を検討、採用する方針といたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（2/2）

No.	意見の概要	事業者の見解
36	③秋の渡り鳥調査にあたっては、夏鳥と冬鳥で南下時期が異なるため、9～11月の各月複数回（上旬・中旬・下旬）の調査回数では不十分である。夏鳥は早いもので7月下旬に渡りを開始し、冬鳥は12月でも渡ってくるため、その期間中は渡り鳥の調査を継続的に実施する必要がある。夏鳥であるサシバやハククマなどの希少猛禽類および冬鳥の小鳥類やカモ・ハクチョウ類の渡りについては、現地の鳥類の状況に詳しい者から情報を得るなどして、適切な時期に適切な回数の調査を実施し、計画地およびその周辺を通過する渡り鳥全般の飛翔状況を明らかにすべきである。なお、サシバおよびハククマの移動時期は、宮城県では9月上旬から始まり、約一ヵ月続くことが観察、公表されている。しかし、ピークの時期は短く、それはその年の気候に左右される。そのため、このピークの時期を外さないよう綿密に立てた調査方法での実施が必要となる。また、計画地は広範囲であるため、その日の風向きや日射量等により上昇気流の発生位置が峰の東になるか西になるかが変わる。上昇気流の発生位置や風力によって鳥類の飛翔コースや高度が変わることも考慮して、適切な調査方法を取る必要がある。なお、ハクチョウ類等の大型鳥類の渡りの状況を正確に把握するのに、レーザーレンジファインダー等の使用を検討すべきである。加えて、渡りの時期は夜間に計画地およびその周辺の上空を移動、通過する小鳥類やハクチョウ類も存在するため、レーダー調査を実施するなどして渡りの状況をなるべく正確に把握し、影響を評価すべきである。	鳥類の「渡り」の状況の把握については、「渡り鳥調査」のほか、猛禽類調査や鳥類調査として鳥類の野外識別能力を有する調査員が現地調査を行う際に、「渡り鳥（季節移動していると考えられる個体群）」の生息状況や飛翔行動時の空間利用状況等を記録する方針です。「渡り」の時期には月3回程度（各回3日間）の現地調査を実施する予定です。 渡り鳥の出現状況等については、ご指摘の通り、偶発性や年変動が大きいため、事業者の自前調査だけで詳細に状況を究明することは困難と認識しています。本事業に係る環境影響評価では、文献情報や地域の専門家等とのJFF等により現状認識を補完、充足する方針です。 また、飛翔状況を把握するための手法については、いただいたご意見を参考に、（専門家等にも再度の助言を求め、）適切な機器等の使用を検討、採用することといたします。なお、鳥類の飛翔空間を把握するレーダー調査については、当該現地調査におけるアクセス性、地形状況、災害レーダーや防災無線等への干渉等を勘案し、採用を検討したものの断念した経緯があります。また、文献情報等によると、「渡り」を行う小鳥類やハクチョウ類は、通常、風力発電機のブレード旋回高度よりもずっと高高度を飛翔している既往知見があることから、ライトアップ等により誘引することを差し控えるよう配慮することで、事業影響を回避、低減することができると考えています。
37	④冬季、丸森町の阿武隈川に飛来したハクチョウ類は福島市の阿武隈川の飛来地との間を移動している。この移動は夜間にも見られるので、渡り鳥と同じくレーダー調査を実施し、その動きを把握すべきである。	レーダー調査については、当該現地調査におけるアクセス性、地形状況、災害レーダーや防災無線等への干渉等を勘案し、また、夜間調査ではレーダーを用いても飛翔している調査対象を「鳥エコー」以上には識別することが困難である（夜間レーダー調査で得られる情報精度は高くない）ことを踏まえ、採用を検討したうえで実施しない方針とした経緯があります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

No.	意見の概要	事業者の見解
38	1) 2-10 (12) に発電機計 13 箇所、このうち最大 12 箇所を採用と記載しているが、除外されると予測される 1 箇所は、どこを意味しているか教示願う。	本方法書で記載している通り、風力発電機は最大 12 基を設置予定であり、設置位置の候補地点が 13 箇所あり、そのうち 12 箇所を採用する方針です。どの位置を除外するかについては、今後の手続の中で事業計画を具体化することで決定する予定です。
39	2) 上記に付随するが、配慮書では事業実施想定地域の面積が 3128ha、今回の評価方法書では 376ha となっている。この乖離の内訳、もともとの想定区域の見積もりが甘かったと思われるが、どのような見解を持っているのか。	配慮書では、宮城県が公表している宮城県ゾーニングマップの「風力導入可能性エリア」を踏まえ、風力発電事業を実施する可能性があるエリアを事業実施想定区域として設定しました。一方、本方法書で記載した対象事業実施区域は、配慮書時点での意見を踏まえて、より具体的かつ、環境に配慮した事業計画を踏まえて設定したものであり、環境影響評価の手続に即したものであると認識しています。
40	3) 2-12 (14) には、土砂災害特別警戒区域危険箇所が明記しているが、これは、現在発行されているハザードマップなどの情報を元に記載していると推定される。2019 年に発生した、台風 19 号の結果（土石流、地滑りなど）を反映したものを含めて記載するべきと考える。	最新の航空写真を活用した判読素図をもとに現地踏査を行い、令和元年東日本台風により生じた裸地の状況を把握しましたが、事業地付近では大規模な崩壊は発生しておりません。方法書に記載した事業計画は、その踏査を踏まえて作成しています。
41	4) 2-16 (18) 2) 工事用道路にて「必要に応じて道路の拡幅および新設工事を検討している」と明記しているが、想定されるべき場所は既に把握されているはず。どこが想定される場所なのか明記するべきと考える。	工事用道路については、現在具体的な設計進めており、準備書以降の図書に記載いたします。
42	5) 3-73 (103) では、昭和 53 年～平成 11 年の自然度を示しているが、直近のデータはないのか？	植生自然度にかかわる情報については文献で入手できる範囲では、本方法書に記載した内容が最新のものであると認識しています。なお、今後の手続において現地調査を実施し、現地での実際の環境の状況を把握する予定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 5）

No.	意見の概要	事業者の見解
43	開発予定地には、皆伐地が広がっており、その上の山の尾根（開発すべきでない、防災上重要な場所）を開発する予定となっており、とても心配です。	環境影響評価手続をとおして生活環境及び自然環境に十分配慮するとともに、自然災害等に備えて防災・安全面についても十分配慮する方針です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 6）

No.	意見の概要	事業者の見解
44	同町は 2011 年東日本大震災にともなう原発事故の影響により放射性物質による汚染を受けました。福島第一原発から陸地に広がった 1335 兆ベクレルのセシウムの主な分布は建物・用地へ 5.1%川・沼へ 0.8%田畑へ 21.7%森林へ 68.9%となっているようです。そのうち森林のセシウムの存在割合は、2017 年福島県川内村でのスギ林の濃度データでは、落ち葉や土 97.89%となっており、土の深さ数センチの浅い部分に吸着している様です。事故から 10 年問題になっているセシウム 137 の半減期は 30 年…住宅地や田畑の除染は進んだ一方森林はほぼ手つかずで近年は土砂災害などで生活圏への流出も懸念されています。除染土の処理も進んでいません。放射線量の高い地区での工事に際して放射性物質の再飛散による人体への影響（住民や工事関係者）をどのように考え、考慮して行うのか、空間線量計ではかっても放射能の影響ははかれません。同町筆甫地区にあるメガソーラー丘の下の腐葉土は 7300Bq/kg あります。上部は木材を運び出さなかった事からおそらく 8000Bq/kg 以上あったと考えられます。その工事は終了間近でどのような工事がなされたか詳細は不明です。貴社の工事範囲の中には伊達との境など高線量と思われる地区が含まれている為今回意見書を出しました。	事業地周辺における放射線の量の状況については、今後実施します現地調査において具体的に把握を行います。なお、方法書作成に先立ち実施しました事前調査では 8,000Bq/kg を超えた地点はありませんでしたが、放射線の量が比較的多い地域であるとの認識のもと、工事においては放射性物質の再飛散防止や放射線のモニタリングを実施するなど、十分留意いたします。 また、現地調査の結果並びに、より具体的な工事計画については準備書に記載して内容を公表するとともに、住民の皆様など対象とした説明会を開催する予定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 7）

No.	意見の概要	事業者の見解
45	丸森町は、台風 19 号により甚大な被害を受けております。 人と自然が共存している丸森町の里山は、いたるところで土砂災害が発生し山が崩れ、道路が破壊され、はん濫を起こし、多くの人的被害をも受けることとなりました。 今回の風力発電の計画場所の北側ブロックは、きわめて大きな土砂災害が発生し、人的被害の発生した子安地区の東側尾根筋及び南側尾根筋となります。子安地区東側の山肌には、10 本ほどの大きな筋となった土砂災害が発生しており、巨大な花こう岩が真砂土と一緒に流れ落ち、集落を襲い、人の命を簡単に奪った光景は、人の力では及ばない自然の驚異と感じました。 南側ブロックについては、特に被害の大きな内川、五福谷川流域の最上流部にあたる場所です。 地質的に、真砂土の雨に対する弱さが露呈された今回の自然災害であり、温暖化により降雨量はさらに増加すると予想されています。また地形的にも雨雲の発生しやすく降水量の多い地域でもあります。 自然の恵を享受し災害と共存しながら生活を営んできた地域ですが、今回の大きな災害を受けまして、この地の尾根筋を造成し、100 数十メートルの工作物を建造する場所としては、生活の安全を確保する環境条件から理解しがたいところであります。小さな里山であることから、その源流域の保全は重要で、町の魅力や将来にも影響することと考えます。取り返しのつかないことになるのでは、と危惧しております。 風力発電そのものを否定するものではなく、生活の安全安心を確保するうえで、また豊かな自然を維持するうえで、設置場所の条件として不適切な場所と考えます。そもそも、山を造成することには、防災上のリスクを生じると考えますが、この場所においては、そのリスクが極めて大きいものと考えます。 よろしくお願いいたします。	本事業に伴う地域環境保全の対応として、環境影響評価手続をとおして生活環境及び自然環境に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、自然災害等に備えて防災・安全面も十分に考慮した事業計画を策定するする方針です。具体的には、今後実施する現況調査ならびに予測及び評価の結果を踏まえて、環境への影響を可能な限り回避、低減することを事業計画に織り込んでまいります。 なお、現地調査の結果並びに、具体的な事業計画の内容、特に計画策定に当たって環境に配慮した事項等については、今後、『環境影響評価準備書』という図書に取りまとめ、内容を公表・縦覧するとともに、地域の皆様を対象とした説明会において報告する予定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 8）

No.	意見の概要	事業者の見解
46	本事業については、計画段階配慮書にて台風災害の現状より防災上の配慮と保安林、自然公園区域の保全等、法規制を尊重し、開発対象から除外することを求めましたが、この度の方法書において示されました具体的な風力発電機設置予定地につきましては、これら規制区域への一定の配慮は見られるものの、自然公園内に5基の設置が計画される等、更なる見直しが必要と思われます。特に南部区域（松坂峠付近）については、西側（伊達市）に複雑な地形と凝灰岩層の脆弱な地質が確認され、「土砂流失防備保安林」にも指定されていることから、極めて慎重な対応が不可欠であります。また、近隣区域に留まらず、福島市、伊達市等県北地方全域からの景観悪化が危惧されるところです。加えて、自然環境においては、現地踏査の結果（添付写真等参照）、比較的高齢級のアカマツが優先するものの、コナラ、ミズナラ、クリ、リョウブ、アオハダ、ヤマボウシ、ネジキ、サクラ類、カエデ類等の広葉樹も部分的に残存し、鳥類を始め、動物相の餌資源に寄与し、延いては、生態系上位相の猛禽類の生息にも影響しているものと思われます。なお、参考に近年、周囲地域にて生息を確認したクマタカ、サシバ、ノスリの写真を添付します。その上で予定地南部に存在する広大な伐採地の活用を検討すべきと思います。工事用道路（管理道路）の開設や発電機設置ヤード等の伐採・造成により消失する森林環境を温存することが出来ます。他方、該当箇所は法規制上、水源涵養保安林（民有林）指定地ではありますが、皆伐された林地の活用と風力発電機設置場所以外の森林再生の両面での事業となれば温暖化防止に大きく貢献するものと考えます。 終わりに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い延期となっている住民説明会等について、改めて開催を求めるとともに、多方面への情報提供と誠意ある対応を要望します。	方法書で示しました対象事業実施区域の検討に当たり、自然環境の保全のため植物の重要な群落である「夫婦岩岩上植物群落」の周辺を除外しました。さらに、事業による影響を低減するため、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域を可能な限り除外しました。今後においても引き続き、環境影響評価法による手続のもと、可能な限り環境への配慮に努めて参ります。 また、今後実施する現況調査において、実際の現地の状況を把握し、事業の実施に伴う影響について予測・評価を行います。なお、現況調査の結果並びに、より具体的な事業計画の内容、特に計画策定に当たって環境に配慮した事項等については、今後、『環境影響評価準備書』という図書に取りまとめ、内容を公表・縦覧するとともに、地域の皆様を対象とした説明会において報告する予定です。 また、県立自然公園や保安林については、環境影響評価手続と並行して、関係機関である宮城県や森林管理署等と協議を行い、必要に応じて適切な処置を適応します。なお、ご意見にあります松坂峠の南側に位置する伐採地の一部は、広範囲に「水源涵養保安林」に指定されており、森林の持つ水源涵養機能を保全する観点から事業実施区域に含めないこととした場所です。 方法書に関する住民説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を延期しておりますが、今後、感染症の流行状況や対策等に関する社会情勢を見極め、改めて開催する予定です。開催日時や場所等を決定いたしましたら、改めてお知らせすることとしております。